

オンライン利用（試行運用）に係る統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づく厚生労働省所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理要領を次のとおり定める。

平成 30 年 12 月 5 日
政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）決定

オンライン利用に係る調査票情報の提供に関する事務処理要領（試行運用版）

第 1 目的

オンライン利用の試行運用は、オンライン利用における厚生労働省所管の統計調査の調査票情報の提供に係る制度及び運用等の検討を目的としたものである。

この事務処理要領（以下「本要領」という。）は、法第 33 条の規定により、厚生労働省が実施した統計調査の調査票情報を提供するに当たり、「オンライン利用に係る統計法第 33 条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」（平成 28 年 7 月 1 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、調査票情報、分析結果等の提供及び秘密の保護の措置など取扱いを定め、事務処理手続の明確化・効率化を図ることを目的としたものである。

なお、オンライン利用の試行運用においては、「統計法第 33 条に基づく調査票情報の提供に係る厚生労働省事務処理要領」（平成 28 年 6 月 29 日政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）決定）は適用しない。

第 2 定義

1 調査票情報

本要領において「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定される情報をいう。

なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、提供を行う調査票情報には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、法第 33 条による提供を認めている場合は、調査票情報に準じた取扱いを行うことができる。

2 部局及び部局長

本要領において「部局」とは、次に掲げるものをいい、「部局長」とは、これらの長をいう。

- (1) 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号。以下「組織令」という。）の規定により本省におかれる局及び部（(5)に規定する生活衛生・食品安全審議官及び年金管理審議官の所掌に属するものを除く。）
- (2) 大臣官房に置かれる課
- (3) 施設等機関

- (4) 地方支分部局（地方麻薬取締支所を除く。）
- (5) 人材開発統括官、政策統括官、生活衛生・食品安全審議官及び年金管理審議官はその所掌又は分掌する事務について、部局及び部局長とみなす。

3 ドキュメント

本要領において「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であるか示す情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

4 公的機関

本要領において「公的機関」とは、統計法施行規則（平成 20 年総務省令 145 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号に規定される「公的機関」をいう。すなわち、法第 2 条第 1 項に規定される行政機関（以下「行政機関」という。）、地方公共団体その他の執行機関、法第 2 条第 2 項に規定される独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）及び施行規則第 8 条に規定される者をいう。

5 電子計算機

本要領において「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

6 オンサイト利用

本要領において「オンサイト利用」とは、行政機関又は独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、指定された場所及び機器（以下「オンサイト施設」という。）から、通信回線を経由して遠隔操作により指定された施設にある電子計算機（以下「中央電子計算機」という。）において調査票情報を利用することをいう。

7 中央データ管理施設

本要領において、「中央データ管理施設」とは、オンサイト利用に当たり、一括して調査票情報等のデータを管理し、セキュリティに万全を期すことを目的として、中央電子機器等が設置される施設をいう。なお、中央データ管理施設には、オンサイト利用の運用・管理を主に行う運用管理施設と、オンサイト利用における制度及び運用等の検証を行う検証施設を含むものとする。

第 3 運用体制

1 総合案内窓口

政策統括官付参事官付審査解析室に、オンサイト利用に係る法第 33 条に基づく調

査票情報の提供に関する総合案内窓口を置く。

2 調査票情報提供窓口

本要領に定める事務を担当する課室（以下「調査票情報提供窓口」という。）は、「調査票情報の提供に関する利用申出手引」の第4の2(1)イに定める別紙「調査票情報提供窓口一覧」によるものとする。

3 中央データ管理施設の管理者

- (1) 独立行政法人統計センターを中央データ管理施設の管理者とする。
- (2) 中央データ管理施設の管理者は、厚生労働省が所管する統計調査についてオンライン利用に係る調査票情報の提供を支援する。

4 事務処理の体制

- (1) 調査票情報の利用を希望する者（以下「申出者」という。）からの事前相談のうち、主に利用手続については中央データ管理施設の管理者が対応し、利用内容については当該調査の所管課室の協力を得て、調査票情報提供窓口が対応する。申出に必要な書類（以下「申出書類」という。）の受付及び形式的な審査は、中央データ管理施設の管理者が行うものとする。
- (2) 個々の調査内容に関する相談、申出書類の審査、分析結果等の提供審査等については、中央データ管理施設の管理者が対応した後に、当該調査の所管課室の協力を得て調査票情報提供窓口が担当するものとする。
- (3) 他府省と共管する統計調査の調査票情報の提供に当たっては、統計調査ごとに他府省と運用体制等について事前に取決めを行い、利用の申出は本要領にはよらず別途定めることができるものとする。

第4 基本原則

1 調査票情報の提供の承諾の基本原則

承諾の基本原則は、法第33条に該当し、かつ、調査票情報の利用が報告者の秘密保護に欠けることがなく、法第42条（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）及び法第43条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）が確実に遵守されると認められる場合とする。

さらに、調査票情報の利用によって得られた集計結果及びその分析内容について、厚生労働省による集計及び分析ではなく申出者がこれらについて責任を負うものということを確認したと認められる場合とする。

2 調査票情報の申出者及び利用目的

(1) 法第33条第1号に該当する場合

法第33条第1号に該当する申出の場合は、申出を行った当該公的機関にその利用を認めるものであり、当該公的機関に所属する個人のための利用を認めるものではない。

いため、申出者は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等の長、施行規則第8条に規定される組織又は法人の長とし、また、利用目的は、当該調査票情報を利用して実施する統計の作成若しくは統計的研究（以下「統計の作成等」という。）であることが必要である。

(2) 法第33条第2号に該当する場合

法第33条第2号に該当する者は、同条第1号に該当する公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有するものとして施行規則第9条で定める統計の作成等を行う者であることから、申出者は組織、法人、個人のいずれにも限定されない。

したがって、法人その他の団体による申出の場合には、その代表者を申出者とし、その際には、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。

また、個人による申出の場合には、当該個人を申出者とし、その際には、当該個人の生年月日、住所などに関する公的な証明書の写しを添付する。複数の個人による申出の場合には、その代表者を申出者とする。

なお、これらの申出の場合、施行規則第9条第1号から同条第3号までのいずれかに該当することを証明する書類が添付されていることが必要である。

第5 提供する調査票情報等

提供する調査票情報等は、調査票情報利用管理リスト（別途作成）に掲載したものとす（基本的には、調査票の内容を転写した電磁的記録及びこれに付帯するドキュメントを提供し、紙媒体の調査票等は提供（貸出）しない。）。

第6 事前相談への対応

調査票情報の提供に関しての連絡や相談があった場合には、利用手順の手順及び法第33条の趣旨、利用の制限（期間、提供可能な情報）、利用申出の審査基準、守秘義務、適正管理義務、分析結果等の提供申請手続き等の説明については、原則として中央データ管理施設の管理者が対応する。

また、個々の調査内容に関する相談等に関しては、原則として中央データ管理施設の管理者が対応した後に、当該調査の所管課室の協力を得て、調査票情報提供窓口において対応する。

第7 申出者からの申出文書の受付

1 申出書の受付

調査票情報の提供の申出は、申出者が、原則として利用開始希望日の1か月以上前までに、厚生労働大臣宛ての申出書（別添様式第1号）及び必要な書類をもって行うものとし、中央データ管理施設の管理者が受け付ける。

なお、申出者が過去に不適切利用（法第34条又は法第36条の利用における不適切利用の処分も含む。）により一定期間の提供禁止措置等が取られている場合には、その

期間中における申出は受け付けないものとする。

2 申出書の記載事項及び添付書類

申出書には、申出者の所属・氏名のほか、次の(1)から(10)までに掲げる事項についての記載がなければならない。また、申出内容によっては、本要領の定めによる書類の添付を必要とする。

(1) 統計調査の名称

提供を希望する統計調査の名称を記載する。また、基幹統計調査又は一般統計調査の区分別についても併せて記載する。

(2) 利用目的

調査票情報をどのような目的のために利用するのかを具体的に記載する。

申出者が、法第33条第1号に該当する申出である場合は、統計の作成等に限られる。

また、法第33条第2号に該当する申出である場合は、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として施行規則第9条第1号から同条第3号までに規定されたものに限る。

このほか、法第33条第1号に該当する者のうち独立行政法人等及び施行規則第8条において規定される組織又は法人については、当該調査票情報を利用して実施する統計の作成等が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要であることを示す書類(別添様式第2号)を添付する。

また、法第33条第2号に該当する者については、施行規則第9条第1号から同条第3号までのいずれかに該当したものであることを証明する書類及び研究計画書を添付する。

(3) 利用者の範囲

調査票情報を利用する全ての者について、その所属機関名、役職名、氏名等を記載する。

また、業務の委託等により組織で利用し、個別の利用者を特定できない場合であっても、利用する組織をできるだけ具体的に記載する。

このほか、次の①及び②に該当する場合には、それぞれに記載する文書を添付する。

① 利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合は、その者全員が下記の誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した誓約書(別添様式第3号)

【誓約事項】

- ・ 申出書に記載した内容での利用に限定する。
- ・ 秘密保持の義務を守る。
- ・ 調査票情報の適正な管理を行う。
- ・ 個別の調査客体を特定するような行為は行わない。
- ・ 業務の再委託は行わない。
- ・ 調査票情報の利用状況について、必要に応じて検証を受ける。
- ・ 事故又は災害発生時は報告を行う。
- ・ 違反した場合は、契約を解除し、厚生労働省からの指示に従う。

- ・ その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。
- ② 申出者が、公的機関の役職員以外の者に業務を委託する場合には、契約における秘密保持義務等に関し、下記の事項を明記した契約書又は覚書の写し
なお、契約締結前である等の事情で契約書又は覚書の写しを添付できないときには、それに代わる代替文書（別添様式第4号）

【明記する事項】

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
 - ・ 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
 - ・ 関係資料の適正管理義務に関する事項
 - ・ 個別の調査客体の特定行為の禁止に関する事項
 - ・ 業務の再委託の禁止に関する事項
 - ・ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
 - ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
 - ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項
- (4) 利用するオンサイト施設
利用を予定しているオンサイト利用施設の名称を記載する。
- (5) 利用する調査票情報
次の①及び②の事項を記載する。なお、年次等により利用する調査票情報が異なるなど、事項を組み合わせる場合には、それが明確になるよう記載する。
- ① 名称
利用する調査票情報が、どの統計調査のどの調査票に関する情報であるのかを記載する。
なお、調査票の種類が多くなる場合には、適宜番号を付して列記するなど分かりやすく記載する。
- ② 年次等
①で記載した調査票情報の年次等について記載する。
なお、年次等によって、利用する調査票情報が異なる場合には、それが明確になるように記載する。
- (6) 利用する情報及び利用方法
- ① 利用する情報
原則として全ての調査票情報を提供する。
ただし、調査対象の名称、住所・所在地等は提供しない場合がある。なお、異なる統計調査等との間のマッチングに必要ななど、調査対象の名称、住所・所在地等を利用する場合は、その旨と利用する理由を記載する。
- ② 利用方法
集計様式又は電子計算機による分析出力様式は主なものを添付する。
なお、研究計画書で分析の概要が明らかになっているのであればそれに代えて構わない。また、申出者が外部データを持ち込んで分析する場合、当該外部データの内容が分かるように、その旨を記載する。
- (7) 利用期間

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。終期については、年月日を特定できるように記載する。

また、利用期間は、その利用に必要な最小限の期間（原則として1年未満）とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、利用期間を1年以上とすることができる。

なお、継続的に行われる統計調査であって、3年以内の範囲で将来実施予定の統計調査の複数年分の調査票情報を利用する場合、調査票情報ごとに利用期間を申し出ることができる。

(8) 結果等の公表方法及び公表時期

調査票情報を利用した統計の作成等の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表するか否かをチェック（レ印）する。（法第33条第2号での申出の場合、原則として公表とする。）

なお、公表する場合には、その方法及び時期並びに厚生労働省の特定の統計調査の調査票情報を利用した旨を明らかにすることを明記するとともに、公表しない場合は、その理由を明記する。

また、分析結果等については、「分析結果等の提供依頼書兼審査報告書（オンサイト利用（試行運用）」を作成し、許可を得られたもののみを利用及び公表する旨を併記する。

(9) 著作権

利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張しない旨を記載する。

(10) 連絡先（事務担当者）

連絡先を具体的に記載する。

第8 申出書類の審査等

1 審査担当部署

申出書類の審査については、中央データ管理施設の管理者が必要な審査を事前に行った上で、当該調査の所管課室の協力を得て調査票情報提供窓口が行う。

2 審査に要する期間

審査に要する期間は、申出内容や集計様式等の添付する書類の数などにより異なるが、おおむね申出書類を受理してから14日以内を目安に、当該申出に対する承諾・不承諾の通知を行う。

3 審査基準

次の(1)から(8)までに掲げる事項について、審査を行う。

(1) 利用目的

利用目的が次のア又はイの場合であって、公序良俗に反しないと認められること。

ア 法第33条第1号に該当する申出の場合

次の①、②のいずれかであり、申出者の名義人が行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等の長、施行規則第8条に規定される組織又は法人の長であること。

また、独立行政法人等及び施行規則第8条に規定する組織又は法人の利用においては、当該調査票情報を利用して実施する統計の作成等が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要であることを示す書類（別添様式第2号）が添付されており、当該利用が当該組織又は法人として必要であると認められること。

① 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称等）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても本区分に含まれる。（注1）

（注1）例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」は個別に識別されず、また集計の対象とはされず、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。

② 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析（注2）を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究等は含まれない。

（注2）「回帰分析（Regression analysis）」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。説明要因と考えられる変数が二つ以上あると考えられるとき、同様の方法で三つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

イ 法第33条第2号に該当する申出の場合

施行規則第9条第1号から同条第3号までのいずれかに該当することを証明する次の①又は②の書類が添付されていること。

① 施行規則第9条第1号又は同条第2号に該当する場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

② 施行規則第9条第3号に該当する場合

行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、政策の企画、立案、

実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨その他特別な事由があると認める旨を記載した公文書

また、公的機関の役職員以外の者は、「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」は認められていないことから、利用において名簿として利用していないか確認すること。

(2) 利用者の範囲

利用者の範囲は必要最小限とし、それらの者が研究等に関して利用する場合であること。

また、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金やその他の公募により交付が認められた公的機関からの補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされているような場合に限り、利用が認められる。

なお、利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合は、誓約書（別添様式第3号）が添付されていること、また、調査票情報の集計処理等を外部委託する場合、契約書又は覚書の写し（又はそれに代わる代替文書）が添付されていること。

(3) 利用する調査票情報

調査名、年次等が利用目的から判断して、不要と考えられるものが含まれていないこと。

(4) 利用する情報及び利用方法

研究計画書との齟齬がないように具体的に記載されていること。特に、調査対象の名称、住所・所在地等の情報を利用する場合は、それが必須と認められること。

なお、申出者が外部データを持ち込む場合は、申請時にはその概要（必要とする外部データの内容）を記載し、詳細の内容は不要とする。なお、中央データ管理施設の管理者において、技術的な観点から対応可能か確認する。また、調査票情報提供窓口はその内容を確認する。

(5) 利用期間

利用目的に照らして、適切な期間であること（できるだけ短期間であることが望ましい）。

(6) 結果の公表の有無

結果を公表しない場合、その理由が妥当なものであること。

(7) 結果の公表方法及び公表時期

集計した結果を公表する場合には、結果の公表方法及び公表時期が妥当なものであること。

なお、結果の公表に当たっては、分析の結果をオンサイト施設から外部に持ち出す際に分析結果等の提供依頼書類の審査を受けることとなる。

また、公表に当たっては、例えば「厚生労働省の『〇〇統計調査』の調査票情報を独自集計したものである。」など、厚生労働省の特定の統計調査の調査票情報を利用した旨（出典）が明記されていること。

(8) 著作権

利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張しない

こと。

4 審査報告書の作成

審査に当たっては、中央データ管理施設の管理者が必要な審査を事前に行った上で、当該調査の所管課室の協力を得て、調査票情報提供窓口が審査報告書（別添様式第5号）を作成するものとする。

5 審査結果の通知

審査結果の通知は、次の(1)又は(2)のとおり行う。

なお、通知は、中央データ管理施設を通じて行うものとする。

(1) 承諾した場合

申出者に対し、承諾する旨を通知（別添様式第6号）する。

なお、利用の成果を速やかに報告するよう求める旨通知する。また、申出事項の内容を変更し、又は条件（成果の公表の事前報告等）を付して承諾した場合には、その事項も併せて通知する。

(2) 承諾しない場合

申出者に対し、承諾しない旨を通知（別添様式第7号）する。

なお、通知には承諾しない理由を記載する。

6 記載事項に変更が生じた場合の取扱い

(1) 提供要件を引き続き満たす変更

記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申出全体について改めて申出を必要とし、中央データ管理施設の管理者を通じて当該変更が生じる旨の連絡を行う。ただし、利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更及び人事異動に伴う担当者の変更であって、当該変更が生じる旨の連絡を受けている場合については、この限りではない。

(2) 提供要件を満たせない変更

記載事項に変更が生じ、提供の要件となっている施行規則第9条各号の要件から外れる変更となった場合（例えば、文部科学省科学研究費補助金の対象から外れた等）、速やかに中央データ管理施設の管理者を通じて当該変更が生じる旨の連絡を行う。

なお、利用成果が存在する場合には、文書（別添様式第6号別紙）での報告をすることを求める。

第9 調査票情報の利用に必要なものの提供等

承諾通知書により調査票情報を提供する旨通知した後、利用に当たり必要なドキュメント、ID、パスワード等を中央データ管理施設の管理者を通じ提供を行うものとする。

第10 分析結果等の提供手続

1 分析結果等の提供依頼の事前相談

分析結果等の提供に関する連絡や相談があった場合には、原則として中央データ管理施設の管理者が対応する。

2 分析結果等の提供依頼の受付

分析結果等の提供依頼は、申出者が、当該調査の所管課室が所属する部局の長宛ての依頼書（別添様式第8号）をもって行うものとし、中央データ管理施設の管理者が受け付ける。

3 分析結果等の提供に係る依頼書の記載事項及び添付書類

分析結果等の提供に係る依頼書には、次の(1)から(6)までに掲げる事項についての記載がなければならない。また、提供依頼の内容によっては、本要領の定めによる書類の添付を必要とする。

(1) 氏名

申出者の氏名を記載する。

(2) ユーザーID

申請者のユーザーIDを記載する。

(3) 所属

申出者について、その所属機関名記載する。

(1)氏名で法人その他団体の名称を記載した場合は、不要とする。

(4) 連絡先

提供審査の問合わせについて、対応が可能なE-Mailアドレス及び電話番号を記載する。

(5) 提供を依頼するファイル名及び概要

提供を依頼するファイル名を記載する（複数記入可）。また、そのファイルの内容の概要を記載する。

(6) 分析結果 説明資料記入欄

① 元データ

使用した全てのデータを記載する（提供を承諾された調査票情報、中央データ管理施設に持ち込んだ外部データ等）。

② 変数等

利用した調査項目及び申出者自身が作成した変数を記載する。

③ 各統計量

提供を依頼する統計量にチェックを入れる。チェックを入れたそれぞれの統計量の確認内容について確認し、利用者チェック欄に記入する。また、確認した際の説明資料を併せて添付する。

第11 分析結果等の提供依頼書類の審査等

1 審査担当部署

分析結果等の提供依頼書類の審査については、原則として中央データ管理施設の管理

者が必要な審査を事前に行った上で、当該調査の所管課室の協力を得て、調査票情報提供窓口が行う。

2 審査に要する期間

審査に要する期間は、分析結果等の内容、量などにより異なるが、依頼書類を受理してから速やかに、当該依頼に対する承諾・不承諾の通知を中央データ管理施設の管理者を通じて行う。

3 審査基準

分析結果等の提供審査は、原則として、申出者が作成した分析結果等に行った秘匿処理が、ガイドラインで示された「オンサイト利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容」に基づいているかを、別添様式第8号別紙及び分析結果について、調査票情報提供窓口及び当該調査の所管課室が審査を行う。

ただし、次の(1)又は(2)の場合は、前記によらず、分析結果等の提供を認めることができる。

- (1) 申出者が申し出た秘匿処理で調査票情報の秘密の保護が担保されると当該調査の所管課室が認めた場合
- (2) その他、秘匿処理によらないで集計を行う必要がある理由と調査票情報の秘密の保護が担保される旨を申出者が申出て、これを当該調査の所管課室が認めた場合

4 審査報告書の作成

審査に当たっては、当該調査の所管課室の協力を得て、中央データ管理施設の管理者及び調査票情報提供窓口が分析結果等の提供依頼書兼審査報告書（別添様式第8号別紙）を作成するものとする。

5 審査結果の通知

審査結果の通知は、次の(1)又は(2)のとおり行う。

なお、通知は、中央データ管理施設を通じて行うものとする。

- (1) 承諾した場合
申出者に対し、承諾する旨を通知（別添様式第9号）する。
- (2) 承諾しない場合
申出者に対し、承諾しない旨を通知（別添様式第10号）する。
なお、通知には承諾しない理由を記載する。

第12 利用成果の報告

厚生労働省が調査票情報の提供を承諾する際は、申出者に対して、当該調査票情報の利用成果について、中央データ管理施設の管理者を通じて報告することを求める。

第 13 实地検証

当該調査の所管部局長は、必要に応じて、实地検証を行うものとする。

第 14 調査票情報の不適切利用への対応

当該調査の所管部局長は、利用期間中又は利用期間終了後において、法令違反や承諾された目的以外への利用等、申出者又は利用者等の不適切な利用等の問題が発覚した場合は、問題の程度に応じて、法に規定された罰則の適用、一定期間の利用停止等の措置を講じるものとする。

第 15 提供状況の報告

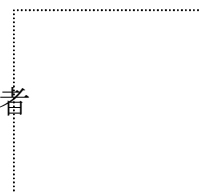
当該調査の所管部局長は、ガイドライン第 14 の規定に基づき、1 年に 1 回、申出件数、承諾件数、不承諾件数等を取りまとめ、政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)宛てに報告する。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

厚 生 労 働 大 臣 殿

申 出 者



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（申出）

（オンサイト利用（試行運用））

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づき、別紙のとおり調査票情報の提供の申出を行います。

申 出 書 (法第33条第 号による申出)
(オンサイト利用(試行運用))

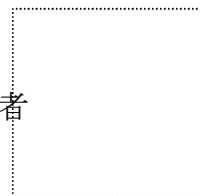
1	統計調査の名称	()	
2	利用目的		
3	利用者の範囲		
4	利用するオンサイト施設	主に利用する施設 : 上記以外の施設 :	
5	利用する調査票情報	(1) 名称 ----- (2) 年次等	
6	利用する情報		
7	利用方法		
8	利用期間		
9	結果の公表方法及び公表時期	公表の有無	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
		公表方法及び公表時期(又は非公表の理由)	
10	著作権		
11	連絡先(事務担当者)	住所 : 〒 電話 :	E-Mail :

上記のとおり、提供申出を行います。なお、利用の際は上記の記載内容を厳守します。

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

厚 生 労 働 大 臣 殿

申 出 者



〇〇統計調査に係る調査票情報の利用について

（オンサイト利用（試行運用））

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、下記のとおり、（法人名、組織名）として、その利用を必要とするものであるため、よろしくお取り計らい願いたい。

記

《記入例》

- ・ 〇〇法人が、〇〇大学、〇〇研究所と共同して実施する平成〇年度調査研究事業として行う「〇〇に関する研究」を行うための基礎統計データを作成する。研究事業のパンフレットは別添1、本法人及び〇〇大学、〇〇研究所との連携体制は別添2
- ・ 〇〇大学が、〇〇学部で平成〇年度に実施する「〇〇に関する研究プロジェクト」において、〇〇統計調査に係る調査票情報を利用し、分析を行うとともに、本学主催のシンポジウムにて当該研究成果を広げる。プロジェクトのパンフレットは別添1、プロジェクト推進体制は別添2

注1) 法人・組織に属する研究者等の個人が、自己の研究等の目的で調査票情報を利用するのではなく、法人・組織等として調査票情報を利用することを簡潔に記載してください。

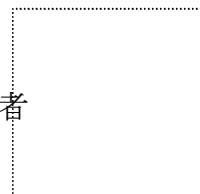
2) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が申出を行う場合は、本様式は不要です。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

厚 生 労 働 大 臣 殿

申 出 者



誓 約 書

（オンライン利用（試行運用））

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報について、下記の者は、その利用に際し、統計法（平成19年法律第53号）第42条及び第43条の規定を遵守し、適正に管理するとともに秘密の漏えいのないよう特に取扱いを厳重に注意し、別紙誓約事項を厳守することを誓約いたします。

記

《記入例》

〇〇大学〇〇学部教授（申出者） 〇〇 〇〇 印

〇〇大学〇〇学部准教授 〇〇 〇〇 印

〇〇大学〇〇研究所所長 〇〇 〇〇 印

〇〇大学〇〇研究所主任研究員 〇〇 〇〇 印

別紙

誓約事項

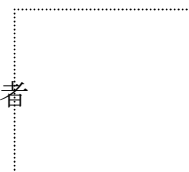
（オンサイト利用（試行運用））

- 1 申出書に記載した内容での利用に限定する。
- 2 秘密保持の義務を守る。
- 3 調査票情報の適正な管理を行う。
- 4 個別の調査客体を特定するような行為は行わない。
- 5 業務の再委託は行わない。
- 6 調査票情報の利用状況について、必要に応じて検証を受ける。
- 7 事故又は災害発生時は報告を行う。
- 8 違反した場合は、契約を解除し、厚生労働省からの指示に従う。
- 9 その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

厚 生 労 働 大 臣 殿

申 出 者



調査票情報（〇〇統計調査）の提供申出に係る集計等業務委託
契約における秘密保持義務等に関する事項の明記について
（オンサイト利用（試行運用））

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしていますが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申出書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職宛てに送付いたしますが、現時点において契約書又は覚書において、調査票情報の適正な管理や秘密保護等に関して、下記の事項について明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 個別の調査客体の特定行為の禁止に関する事項
- 5 業務の再委託の禁止に関する事項
- 6 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- 7 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 8 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

法第33条に基づく調査票情報提供の申出に係る審査報告書
（オンサイト利用（試行運用））

1-1 調査票情報の申出者

申出者：	申出受付日：平成 年 月 日
調査の名称：	利用開始希望日：

1-2 申出根拠

<チェック欄>
問題 問題
なし あり

ア 法第33条第1号に基づく申出 イ 法第33条第2号に基づく申出

1-2-ア 法第33条第1号該当の確認

- 組織又は法人として、その利用を必要とするものの書類の添付……………
- 上記書類の説明が妥当なものか……………

1-2-イ 法第33条第2号該当の確認 ←

<添付確認1>

- ア 共同研究を証明する資料の添付
 - イ 委託研究を示す資料の添付
 - ウ 補助（公募）を証明する資料の添付
 - エ 行政機関又は地方公共団体の長の公文書の添付
- }……………

<添付確認2>

- 利用者全員の署名又は記名押印の誓約書の添付……………

2 調査票情報の利用目的

ア 統計の作成 イ 統計的研究

- 研究計画等と齟齬はないか……………

3 調査票情報の利用者の範囲

- 必要最小限となっているか……………
- 業務を委託する場合は契約書等が添付されているか……………
- 利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合は誓約書等が添付されているか……………

4 利用するオンサイト施設の場所

- 記載されており問題ないか……………

5 利用する調査票情報

(1) 名称：① _____ ② _____

③ _____ ④ _____

(2) 年次等： _____

6 利用する情報

■ 名称、住所・所在地等を利用する場合、理由の記載があり、必要性は認められるか

問題 なし	問題 あり
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

7 利用方法

外部データの持ち込み ア あり イ なし

■ 持ち込むデータの概要 : _____

■ 対応可能か.....

作成プログラムの持ち込み ア あり イ なし

■ 対応可能か.....

■ 分析ソフトウェアが対応可能か.....

8 利用期間

- ア 1か月未満
- イ 1か月以上～6か月未満
- ウ 6か月以上～1年未満
- エ 1年以上

■ 目的等から最小限の期間となっているか.....

9 結果の公表方法及び公表時期

ア 公表する イ 公表しない

↓

■ 理由は妥当か.....

10 著作権

■ 著作権を主張しない旨が記載されているか.....

形式的審査結果 (審査項目のうち 1、2、4、5、7、8、 10)	・適切である。	・不適切である。
	形式的審査担当：	
内容審査結果 (審査項目のうち 3、6、9)	・適切である。	・不適切である。
	内容審査担当：	
総合判定	・提供して差し支えない。	・不承諾が適当である。

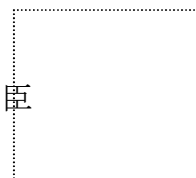
<所見>

- 1 「1-2-ア 法第33条第1号該当の確認」または「1-2-イ 法第33条第2号該当の確認」について
- 2 「2 調査票情報の利用目的」について
- 3 「6 利用する情報」及び「7 利用方法」について
- 4 「9 結果の公表方法及び公表時期」について

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

（申 出 者） 殿

厚 生 労 働 大 臣



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

（対：平成 年 月 日付け 第 号）

（オンサイト利用（試行運用））

標記については、下記の事項を条件として、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づき調査票情報を提供します。

なお、以下の点に留意してください。

- ① 利用後は、別紙により調査票情報の利用の成果を報告してください。
- ② 申出事項に変更が生じたときには、改めて申出を行ってください。
- ③ 利用状況等を実地に検証するため、必要に応じて、厚生労働省の職員を派遣する場合がありますので、その場合、検証に協力してください。
- ④ 調査票情報の利用によって得られた集計結果及び分析内容については、厚生労働省による集計及び分析ではなく申出者がこれらについて責任を負うことを理解し申出を行ってください。

記

【記載例】

調査票情報の成果の公表に際しては、事前に厚生労働省と協議を行うこと。
調査票情報の成果の公表に際しての秘匿措置については、事前に厚生労働省に確認を求めること。

注）二重下線部は、条件付きの提供の際にのみ記載する。

調査票情報の利用による成果について

〇〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供を受けた〇〇統計調査に係る調査票情報の利用による成果について、以下のとおり報告します。

1. 研究成果の有無（□にチェックしてください）

有

無

研究成果「無」の場合は、以下の記入は不要です。

2. 研究成果の公表有無（□にチェックしてください）

有

予定有

無

公表「予定有」、「無」の場合は、以下の記入は不要です。

3. 公表された成果については、以下の項目を政府のホームページ上に掲載しますので、第三者に情報提供できる内容を記述してください。成果が論文や報告書など複数ある場合は、現時点で主たる成果と考えるもの1つについて記述してください。

(1) 提供を受けた統計調査名：

年次：

(2) 公表形態（主たる成果、1つについてチェックしてください）

書籍

論文、レポート、報告書類

学会報告

その他（具体的な記入をお願いします_____）

(3) 上記(2)のタイトル名：

(4) 上記(2)の出版元、発行元、学会の会合名など：

(5) 上記(2)の発表者の所属と氏名：

(6) 上記(2)の公表年月：平成 年 月

(7) 上記(2)の URL 情報：

論文等に掲載されているグラフ類を再現するための集計データで、個体識別ができないように処理され一般ユーザーがダウンロードして利用可能な集計データについては、当該データが掲載されているホームページも厚生労働省の閲覧ページからリンクを貼りますので、そのデータが含まれている URL 情報も記載してください。

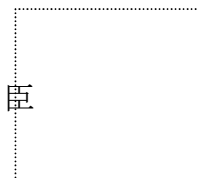
URL が変更になった際には、ご連絡願います。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

（申 出 者） 殿

厚 生 労 働 大 臣



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

（対：平成 年 月 日付け 第 号）

（オンサイト利用（試行運用））

標記について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

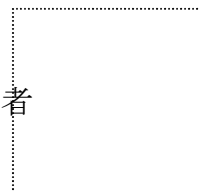
記

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

当該調査の所管課室が所属する部局の長 殿

申 出 者



〇〇統計調査に係る分析結果等の提供について（依頼）

（オンサイト利用（試行運用））

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供を受けた〇〇統計調査について
別紙のとおり分析結果等の提供依頼を行います。

（別紙）

分析結果等の提供依頼書兼審査報告書 （オンサイト利用（試行運用））

※申出者は、太枠欄についてご記入ください。

氏 名	
ユーザーID	
所 属	
E-mail	
T E L	

1	持ち出しファイル名							
2	同ファイルの概要（分析結果等の内容等）							
提供依頼する事項： <input type="checkbox"/> 分析結果 → 3 欄へ 統計表； 度数表・度数の構成比表 、 数量表（総和、個人・世帯調査の場合） 、 数量表（総和、事業所・企業調査の場合） 、 数量表（平均・構成比・集中度、個人・世帯調査の場合） 、 数量表（平均・構成比・集中度、事業所・企業調査の場合） 、 その他の統計表 統計量； 最頻値 、 総和 ・ 平均 ・ 構成比 ・ 集中度 （ 個人・世帯調査の場合 ）、 総和 ・ 平均 ・ 構成比 ・ 集中度 （ 事業所・企業調査の場合 ）、 線形回帰係数 ・ 非線形回帰係数 、 分布の高次モーメント ・ 相関係数 ・ 要約統計量 及び 検定統計量 、 その他 <input type="checkbox"/> プログラム ・ 操作ログ → 4 欄へ <input type="checkbox"/> その他資料 → 5 欄へ								
3	分析結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> ・「元データ」⇒使用したデータについて明記し、分析結果等の算出に使用したバックデータを提示すること ・「変数」⇒原変数及び申出者自身が作成した変数について明記すること </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">申出者 チェッ ク欄</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">中央 デー タ 管 理 施 設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">元データ</td> <td style="padding: 5px;">(使用したデータの説明、バックデータの添付)</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	・「元データ」⇒使用したデータについて明記し、分析結果等の算出に使用したバックデータを提示すること ・「変数」⇒原変数及び申出者自身が作成した変数について明記すること	申出者 チェッ ク欄	中央 デー タ 管 理 施 設	元データ	(使用したデータの説明、バックデータの添付)	<input type="checkbox"/>
・「元データ」⇒使用したデータについて明記し、分析結果等の算出に使用したバックデータを提示すること ・「変数」⇒原変数及び申出者自身が作成した変数について明記すること	申出者 チェッ ク欄	中央 デー タ 管 理 施 設						
元データ	(使用したデータの説明、バックデータの添付)	<input type="checkbox"/>						

変数等	(利用した調査項目及び申出者自身が作成した変数の説明)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
該当項目に チェック	該当項目の説明を明記 (確認内容を満たさない場 合は安全性の理由も明記)	確認内容	申出者 チェッ ク欄	中央 データ 管理 施設	厚 労 省
<input type="checkbox"/> 度数表・ 度数の構 成比表		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが 10 以上の調査客体から算出した値であること (加重なし) ・ 行計又は列計の 90%超を占めるセルがないこと (加重なし) ・ 各セルの度数 (加重なし) 及びその構成比 (行計及び列計に占める割合) を提示すること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
セルの値を秘匿した場合					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘匿前の統計表 (加重なし) を提示すること ・ 秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差 (加重なし) を提示すること 			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 数量表 (総和) (個人・ 世帯調査 の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが 10 以上の調査客体から算出した値であること (加重なし) ・ 行計又は列計の 90%超を占めるセルがないこと (加重なし) ・ 各セルの度数 (加重なし) を提示すること ・ 各セルの数量 (加重なし) 及びその構成比 (行計及び列計に占める割合) を提示すること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
セルの値を秘匿した場合					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘匿前の統計表 (加重なし) を提示すること ・ 秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合 (加重なし) を提示すること 			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 数量表 (総和) (事業所・ 企業調査 の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが 10 以上の調査客体から算出した値であること (加重なし) ・ 行計又は列計の 90%超を占めるセルがないこと (加重なし) ・ 各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと (加重なし) ・ 各セルにおいて、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと (加重なし) ・ 各セルの度数 (加重なし) を提示すること ・ 各セルの数量 (加重なし) 及びその構成比 (行計及び列計に占める割合) を提示すること ・ 各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値x_1がセルの値Xに占める割合 (加重なし) を提示すること ・ 各セルにおいて一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値x_1, x_2の合計値がセルの値Xに占め 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

			る割合(加重なし)を提示すること		
			セルの値を秘匿した場合		
			・ 秘匿前の統計表(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	数量表 (平均・ 構成比・ 集中度) (個人・ 世帯調査 の場合)		・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルが10以上の調査客体から算出した値であること(加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと(加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルの度数(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルの数量(加重なし)及びその構成比(行計及び列計に占める割合)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			セルの値を秘匿した場合		
			・ 同じ集計区分の総和の表について、秘匿前の統計表(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	数量表 (平均・ 構成比・ 集中度) (事業所・ 企業調査 の場合)		・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルが10以上の調査客体から算出した値であること(加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと(加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと(加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルにおいて、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと(加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルの度数(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルの数量(加重なし)及びその構成比(行計及び列計に占める割合)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値 x_1 がセルの値 X に占める割合(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			・ 同じ集計区分の総和の表について、各セルにおいて一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値 x_1, x_2 の合計値がセルの値 X に占める割合(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		セルの値を秘匿した場合			
		・ 同じ集計区分の総和の表について、秘匿前の統計表 (加重なし) を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 同じ集計区分の総和の表について、秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合 (加重なし) を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	その他の統計表	セルに含まれる統計量が最頻値の場合			
		・ 10 以上の調査客体から算出した値であること (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 最頻値の値を持つ調査客体数が全体の 90% 超を占めないこと (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 値の度数及びその構成比 (加重なし) を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		セルに含まれる統計量が線形回帰係数、非線形回帰係数の場合			
		・ 残差の自由度が 10 以上であること (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 一つの調査客体のみに関するデータから作成していないこと (例: 一つの調査客体のみに関する時系列データから作成していない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 残差の自由度 (加重なし) を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 目的変数及び説明変数の説明を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		セルに含まれる統計量が分布の高次モーメント、相関係数、要約統計量及び検定統計量の場合			
		・ 自由度が 10 以上であること (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 自由度 (加重なし) を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		セルの値を秘匿した場合			
		・ 秘匿前の統計表を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	最頻値	・ 10 以上の調査客体から算出した値であること (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 最頻値の値を持つ調査客体数が全体の 90% 超を占めないこと (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 値の度数及びその構成比 (加重なし) を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	総和・平均・構成比・集中度 (個人・世帯調査の場合)	・ 10 以上の調査客体から算出した値であること (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 値の度数 (加重なし) を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	総和・平均・構成	・ 10 以上の調査客体から算出した値であること (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 総和において、70% を超えて寄与する調査客体がないこと (加重なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	比・集中度 (事業所・ 企業調査 の場合)		し) ・ 総和において、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと(加重なし) ・ 値の度数(加重なし)を提示すること ・ 総和 X を作成し、最も大きく寄与する調査客体の値 x_1 が X に占める割合(加重なし)を提示すること ・ 総和 X を作成し、一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値 x_1, x_2 の合計値が X に占める割合(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 線形回帰 係数・ 非線形回 帰係数		・ 残差の自由度が 10 以上であること(加重なし) ・ 一つの調査客体のみに関するデータから作成していないこと (例: 一つの調査客体のみに関する時系列データから作成していない) ・ 残差の自由度(加重なし)を提示すること ・ 目的変数及び説明変数の説明を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 分布の高 次モーメ ント・相 関係数・ 要約統計 量及び検 定統計量		・ 自由度が 10 以上であること(加重なし) ・ 自由度(加重なし)を提示すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他		(必要により記載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 最大値・ 最小値・ 推定残差 及びグラ フ		(提供不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/> 分析プロ グラム・ 操作ログ		・ 個別データに関する記述、データは含まれていないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/> その他資 料		・ 個別データに関する記述、データは含まれていないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	厚労省による審 査項目	(必要事項を明記)				<input type="checkbox"/>

審査結果

中央データ管理施設 審査結果	<input type="checkbox"/> 確認内容を 満たす	<input type="checkbox"/> 確認内容を 満たさない	審査終了日：
-------------------	---------------------------------------	---	--------

所見

厚労省 総合判定	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 不承諾	審査終了日：
-------------	-----------------------------	------------------------------	--------

所見

<備考>

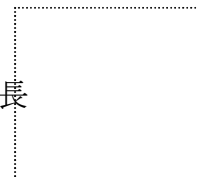
※条件付で承諾する場合や、不承諾の場合には、その条件や理由を明記する。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

（申 出 者） 殿

当該調査の所管課室が所属する部局の長



〇〇統計調査に係る分析結果等の提供について（通知）

（対：平成 年 月 日付け 第 号）

（オンサイト利用（試行運用））

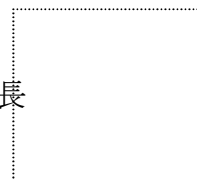
標記について、分析結果等を提供することを承諾します。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

（申 出 者） 殿

当該調査の所管課室が所属する部局の長



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

（対：平成 年 月 日付け 第 号）

（オンサイト利用（試行運用））

標記について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記